

関西秀ノ山会会則

(名称)

第1条 本会は関西秀ノ山会と称する。

(目的)

第2条 本会は大相撲春場所において秀ノ山部屋を支援し春場所中、部屋運営が円滑に行われるようサポートを行う。

2 会員と親方・力士の親睦並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の事業は下記の内容とし秀ノ山親方の同意を得て役員会で具体的内容を決定する。

- (1) 春場所千秋楽祝賀会
- (2) 春場所壮行会
- (3) 成績優秀力士の表彰
- (4) 番付表の送付
- (5) 会報の発行
- (6) 力士の養成援助
- (7) 力士候補者獲得活動の援助
- (8) 稽古見学及びちゃんこ会企画
- (9) 当会オリジナルグッズの製作・販売
- (10) その他役員会で認めた活動(親睦会、イベントなど)

(役員)

第4条 本会の会務処理のため、会員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（2名）
- (3) 監事（1名）

(役員の職務)

第5条 会長は会務を総理し当団体を実代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時、または会長が欠けた時はその職務を代行する。
- 3 監事は当団体の会計その他の事務を監査する。監事は当団体の決算について監査する。但し、必要と認める時は事業の執行状況について随時に監査することができる。

(会 議)

第 6 条 当団体の会議（以下「会議」）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するとき、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議に付すべき事項の議決については、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(事務局)

第 7 条 本会の事務局を兵庫県伊丹市梅ノ木 4-5-1 に置く。

(会 計)

第 8 条 当団体の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(組織)

第 9 条 本会は、相撲を愛好し、本会の目的に賛同する会員をもって組織する。

(会計)

第 10 条 当団体の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(運営経費)

第 11 条 当団体の経費は、次に掲げるものをもって充てる

- (1) 会費および寄付金
- (2) 協賛金
- (3) 事業にともなう収入（グッズ販売・参加費）
- (4) その他の収入

(財務に関する事項)

第 12 条 当団体の財務に関し必要な事項は、役員会において定める。

- 2 預金口座は事務局長が管理するものとする。

(役員の任期と選任方法)

第 13 条 役員の任期は 2 年とする。尚、留任は妨げない。

- 2 選任方法については、構成員の互選にする。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、当団体の業務又は財産について、毎会計年度の監査を行なう。

(会費)

第 15 条 本会の会費は、年会費一口 1,000 円最低口数は 5 口とする。

- 2 年会費については入会時に一括納入する。
- 3 入会は随時受付とする。
- 4 但し、年度途中の退会の場合は年会費の返還は行ない。

(寄付金)

第 16 条 寄付金は随時これを受け付ける。

(退会手続き)

第 17 条 会員が反社会的勢力及びその関係者であることが判明した場合、公序良俗に反する行為を行ったとき、本会の名誉・信用を著しく毀損したときなどは本会の判断にて退会手続をとることができる。

(任意の退会)

第 18 条 本会の会員は原則として自動更新とする。更新を希望しない場合は、速やかに本会事務局に退会の申し入れをすること。なお、年会費の未納など更新時の手続きがない場合は、退会の意思があったものとする。

(補 則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、当団体に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(付則)

第 1 条 本会則に定められていない事項については、役員会が協議のうえ、秀ノ山親方の同意を得てこれを決定する。

(会員特典)

第 2 条 ・ 5 口 各場所番付

- ・ 10 口 上記＋カレンダー（11 月場所）
- ・ 20 口 上記＋稽古見学の際にちゃんこ会にご招待
- ・ 30 口 上記＋記念品（反物など）
- ・ 50 口 上記＋上記以外の記念品
- ・ 100 口以上 上記＋様々な場面で優遇します

(権利帰属)

第3条 秀ノ山部屋の名称・ロゴ等及び秀ノ山部屋より会員に交付した データ、情報、文章、音、映像、イラストその他全てのコンテンツ の権利は秀ノ山部屋に帰属するものであり、会員は、秀ノ山部屋 の事前の承認なしに、秀ノ山部屋の名称・ロゴ等を使用し、また、 秀ノ山部屋より入手したデータ、情報、文章、音、映像、イラスト その他全てのコンテンツについて、複製・転載、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案、出版、改変・編集等を行うことは できない。

- 2 前項は、退会後であっても適用されるものとする。 ※稽古見学につきましては、予めご予約をいただき、日程を調整の 上ご対応させていただきます。 ※本則に記載のない事柄があった際にはその都度見直しを行い、改変させていただきます。

(施行期日)

第4条 この規約は、2024年12月1日から施行する。